

令和元年度沖縄県内部統制推進本部 議事概要

- 1 開催日時 令和2年2月10日(月) 午前11時から午前11時30分まで
- 2 開催場所 県庁6階第2特別会議室
- 3 出席者 玉城知事(本部長)、謝花副知事(副本部長)、富川副知事(副本部長)、島袋政策調整監、池田知事公室長、金城総務部長、宮城企画部長、棚原環境部長、大城子ども生活福祉部長、大城医療企画統括監(代理)、長嶺農林水産部長、松永産業振興統括監(代理)、新垣文化観光スポーツ部長、上原土木建築部長、比嘉会計課長(代理)、金良労働委員会事務局長

4 議事

- ◆報告 内部統制の実施体制について
- ◆議題 内部統制に関する方針について

5 概要

◆報告 内部統制の実施体制について

事務局から内部統制制度の概要、制度運用の流れ、実施体制等について説明。

(質問) 令和2年度から3年度までかけて一連の作業を行うことになっている。

令和2年度識別したリスクについて自己評価を行い、令和3年度に評価部局の評価を行うことになると思うが、並行して各所属においては令和3年度の識別等を実施するというのでよいか。

(回答) その通り。この作業を年間通して繰り返していくことになる。

◆議題 内部統制に関する方針について

事務局から内部統制の目的、取組の対象とする事務について記載した方針について説明。

(質問) 実施した取組について、自己で評価したうえで、その評価が妥当だったのか監査事務局に審査を付すということか。

(回答) 各所属で自己評価したものを各部署で評価、財政課や管財課において全庁的な視点に立った評価の基礎となるものを作ったうえで、評価部局が評価を行う。内部で評価したものを、最終的に監査委員にあげることになると思う。

(質問) 評価後に発覚する事案もあると思うが、その場合は、事後に何か整理するのか。

(回答) 事後に顕在化した場合には、全庁的に今後同じような事案が発生しないよう取り組むという方針を出すことになると思う。

(意見) 不適切な会計処理など県民の信頼を損なう事案が発生しているということをしかりと認識する必要がある。内部統制の基本は、県民の行政に対する信頼を確保するというところに尽きる。そのような意味合いで内部統制ができているので、このことについて各所属へも周知してほしい。

(質問) 各部署で設定した対応策や自己評価について、推進本部でチェックすることがあるのか。部局だけで判断した結果、結局内容が把握されていない

可能性も出てくるのではないか。

(回答) 5～6月に全庁的な内部統制評価を行い、当推進本部を開いたうえで、リスクの内容や対応策等を確認していただいたうえで、最終的な報告書を作成していきたいと考えている。

(意見) 監査委員の方からも内部統制制度の施行に伴って監査の指摘ゼロを目指していきたいと発言があった。監査指摘についても財務以外にも情報関連など幅広くなっているので、内部統制の対象とする事務すべてにおいて、リスク識別・課題等についてしっかり洗い出してほしい。洗い出しが不十分だと、対応策の整備も難しい。監査指摘ゼロを目指してほしい。

全庁的に財務規則や会計の手引きなどの具体的な対応策やチェック体制の管理についても具体的に洗い出す必要がある。

方針 1-(3) 報告・連絡・相談の意識が薄かったところもあると思う。どのように強化するか、具体的に課題を捉えて対応する必要がある。

(質問) 全国の状況はどうか。

(回答) 現在、栃木県と宮崎県がすでに策定している。その他の都道府県は、4月に向けて、方針、体制の整備について議論中。

(質問) 方針の中に実施体制を盛り込まなかったのはなぜか。

(回答) 実施要綱の中で実施体制について記載している。国のガイドラインにおいて、基本的な方向性について方針で打ち出して、具体の項目は要綱等で定める方法もあるとの記載があり、それに倣った形で整理している。

(質問) 方針 2-(2) 権限及び責任の明確化による適正な事務の確保について、様々な事務上の指示等が行われた場合、適切な対応がとられているかという評価はどのように行われるのか。また、情報管理についてもどのような観点で評価が行われるのか。

(回答) 全庁的な共通のリスクとして、いわゆる報告・連絡・相談をしっかりと行うということを掲げて評価まで行うという方法があると考え。また、情報管理については、情報漏えいやマスコミへの公表等に加えて課内での情報共有などを全庁共通のリスクとして掲げて評価する方法があると考えている。

(質問) 知事等から政策に必要な事務上の指示等に関して、適切に対応しているかということはどうにチェックするのか。

(回答) 知事公約をどのように管理していくかについては、三役からの指示を各部が権限と責任を持って対応していくということになるが、その中で報告・連絡・相談が徹底されているかどうかに関しては、今回の内部統制の中でチェックしていくことになる。

(質問) 財務に関する事務と業務管理では性質が異なると思う。資料4ページの表は主に業務管理以外を想定して作成していると思うが、業務管理については別の流れを作って示す必要はないか。

(回答) 財務であればチェックする流れ、それ以外については、事務の流れを検討したうえで全庁的に通知したい。

(意見) 対象事務については、広義で解釈した内容として取り組んでほしい。三役が一つの指示を出した時に適切かつ効率的に対応されたか評価するということができればよい。

(回答) 県庁がやるすべての事務が対象。4つの事務にすべて含まれていると整理している。

(質問) 病院事業局、教育庁、企業局も対象に含まれているか。

- (回答) 他任命権者については、地方自治法上、対象外となっているので、含まれていない。今年夏頃、他任命権者あて、知事部局の方針に準じて実施するよう通知はしている。
- (意見) 全庁的な取組として実施する以上、方向性については、共通認識をもって取り組む必要がある。
- (回答) 県警については、監察課があり、そこで十分機能を果たしているとのこと。また、他の他任命権者については、それぞれにおいて内部統制は実施されているが、議会に提出や公表までするのかなど、どのレベルまで実施するのか検討していただいている状況。

以上